

令和5年第6回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 5 年 6 月 2 9 日（木） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 2 5 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	永井 恒 会長			
出席委員 （ 2 2 名）	委員	鵜 飼 重 光	水 野 安 喜	
		板 橋 茂 晴	安 田 清 和	
		渡 邊 美 孝	永 井 恒	
		大 山 理 晴	勝 股 増 夫	
		伊 藤 征 史	鈴 木 録 郎	
		奥 村 正 子	足 立 正 之	
		日比野 由美子	土 屋 敏 子	
	農地利 用最適 化推進 委員	加 納 富 雄	伊 藤 道 子	
		勝 股 重 雄	三 輪 徳 夫	
		板 橋 仁 晃	櫻 井 公 紀	
		有 我 俊 春	渡 邊 俊 美	
欠席委員 （ 1 名）		岩 嶋 貞 夫		
事務局	局 長 工 藤 嘉 高 局長補佐 森 本 英 樹 主 査 日比野 有 真			
付議事項 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議第 4 号 非農地証明申請について 議第 5 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない判断の取消しに ついて 議第 6 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断につ いて 付議の内容については別添のとおり				

永井会長

(挨拶)

ただ今から令和5年第6回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、鈴木 録郎委員と板橋 仁晃委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

伊藤 道子委員、説明をお願いします。

伊藤委員

去る6月21日に、水野 安喜委員、足立 正之委員、森本事務局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては3件であります。

内容といたしましては、田が8筆、その他が2筆で、面積2,716.16㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページから5ページになります。

(議案書の内容を説明)

譲渡人が、高齢で後継者がおらず、管理ができない為、譲渡するものです。

現在も譲受人が当該地を耕作しており、許可に対する問題はないものと考えます。

次に、3条-12

(議案書の内容を説明)

譲渡人が、高齢で管理できない為、譲渡するもので、譲受人は農業経営の拡大を図るものですので、許可に対する問題はないものと考えます。

次に3条-13

(議案書の内容を説明)

譲受人が、以前からコイン精米所の経営を行っていたことから、譲渡の話が纏まったもので、許可に対する問題はないものと考えます。

以上、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請」に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

伊藤 道子委員、議第2号の説明をお願いします。

伊藤委員

農地法第4条の規定による許可申請につきましては3件であります。

内容といたしましては、畑が1筆、その他が2筆で、合計面積337.02㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

議案集の6ページから12ページになります。

まずは、7ページ、8ページをご覧ください。

4条-3

(議案書の内容を説明)

周辺の状況は、公衆用道路、宅地に囲まれており、また、都市計画で工業地域に指定されている第3種農地で、転用に対する問題はないもの

と考えます

次に、9ページ、10ページをお願いします。

4条-4

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、公衆用道路、宅地、農地に囲まれており、また、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、隣地への影響がないように対策が講じられておりますので、転用に対する問題はないものと考えます。

次に、11ページ、12ページをお願いします。

4条-5

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路、申請者の所有する農地に囲まれており、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地です。転用に対する問題はないものと考えます。

以上、議第2号に係る説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします

議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

伊藤 道子委員、議第3号の説明をお願いします。

伊藤委員

農地法第5条の規定による許可申請につきましては4件であります。

内容といたしましては、田が3筆、畑が2筆、その他が1筆で、合計面積3, 211 m²であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の13ページから22ページをご覧ください。

まずは、15ページ、16ページをご覧ください。

5条-29

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、第2種農地ですので、転用に対し問題ないものと考えます。

続きまして、17ページ、18ページをお願いします。

5条-30

(議案書の内容を説明)

一般個人住宅としては、面積が大きいです。理由書が付けられており、近隣の農地の排水の末端に位置する当該地に、十分な水路施設を作る事で近隣地の承諾を得ているためのものです。

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路、農地に囲まれており、公共施設から300メートル以内に存在する第3種農地で、隣地への影響がないように対策が講じられておりますので、転用に対し問題ないものと考えます。

続きまして、19ページ、20ページをお願いします。

5条-31

(議案書の内容を説明)

申請地周辺は、公衆用道路、農地に囲まれております。都市計画で、第1種住居地域に指定されている第3種農地で、転用に対する問題は無いものと考えます。

続きまして、21ページ、22ページをご覧ください。

5条-32

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路、農地に囲まれており、公共施設等から500メートル以内に存在する第3種農地で、隣地への影響がないように対策が講じられておりますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。
次に、議第4号「非農地証明申請について」を議題といたします。
伊藤 道子委員、議第4号の説明をお願いします。

伊藤委員 非農地証明申請につきましては、1件であります。
内容といたしましては、畑が1筆で、面積645㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第4号「非農地証明申請について」、説明させていただきます。
議案集の23ページから25ページをお願いします。
(議案書の内容を説明)
25ページをご覧ください。当該地は、60年前から耕作をしておらず、山林化している状況なので、非農地として扱うことが適当と思われます。
以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第4号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号は、申請のとおり証明することに決定いたします。
次に、議第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない判断の取消しについて」を議題といたします。
伊藤 道子委員、説明をお願いします。

- 伊藤委員 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない判断の取消しにつきましては、2件であります。
 内容といたしましては、畑が2筆で、合計面積185㎡であります。
 詳細については、事務局より説明を求めます。
- 日比野主査 それでは、議第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない判断の取消しについて」、ご説明申し上げます。
 議案集の26ページから28ページになります。
 （議案書の内容を説明）
 こちらは、先月の総会で非農地判断を行いました、所有者より、現在も栗畑として耕作しているとの連絡を受けました。現地調査を行い、農地と判断しましたので、取消しを議案として挙げさせていただいたものです。
 28ページの写真をご覧ください。非農地取消-1は、上の写真の中央、下の写真の手前の区画で、栗畑に向かう農道です。非農地取消-2は、栗畑となっております。
 以上、議第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない判断の取消しについて」に係るご説明とさせていただきます。
 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。ではこれより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 （質問・意見なし）
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
 議第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない判断の取消しについて」、原案のとおり取消しすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
- 委 員 （全員挙手）
- 議 長 全員賛成ですので、議第5号は、原案のとおり取消しすることに決定いたします。
 次に、議第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。
 事務局、説明をお願いします。
- 森本局長
補佐 それでは、議第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」ご説明いたします。
 29ページをお願いします。前回からの続きで、日吉町 No.4 になり

ます。

別添資料の表紙を1枚めくっていただいて、③に該当する農地について、審議をお願いします。

それでは、順次、説明させていただきます。

日吉町-1は、「半原新堤」、市道「半原・大湫線」周辺です。

日吉町-2は、宿洞地区で、左上に八王子神社があります。

日吉町-3は、社別当です。地図の上の方に日吉ダムがあります。

日吉町-4は、日吉ダムの北です。

今回、議案上程をさせていただいた全174筆 81, 870.82㎡は、すべて農地性はなく森林の様相を呈していると思われますので、国からの通知のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することが適当であると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第6号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員